

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	責任技術者の登録更新	
処 分 の 概 要	申請に基づいて登録を更新する。	
根 拠 法 令 名	松山市下水道条例(平成18年条例第21号)	
条 項	第13条第4項	
所 管 課	給排水設備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2週間程度
標 準 処 理 期 間		計 2週間程度
判 断 基 準	松山市下水道条例第13条第5項で準用する同条第2項に定める要件に適合し、かつ、松山市公営企業局下水道排水設備工事指定工事店規程第17条に定める更新講習を受講していること。 【根拠法令等】 松山市下水道条例(平成18年条例第21号) (責任技術者の登録) 第13条 責任技術者の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、管理者定めるところにより管理者に申請しなければならない。 2 管理者は、登録の申請をした者が次の要件に適合していると認めるときは、登録を行うものとする。 (1) 規則で定める機関が実施する責任技術者認定試験に合格した者であること。 (2) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 第17条第2項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者 ウ その他管理者が登録することが不相当と認められる者 3 登録の有効期間は、登録を受けた日から4年とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを短縮することができる。 4 前項の有効期間満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。 5 第1項から第3項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。 6 愛媛県内の他の市町において第2項に相当する登録を受けている者の本市への登録替えについて必要な事項は、管理者が定める。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

松山市公営企業局下水道排水設備工事指定工事店規程(令和3年企業局規則第8号)

(登録の申請)

第15条 条例第13条第1項の規定による申請は、責任技術者登録申請書(第10号様式)を管理者が指定する期日までに提出することにより行わなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めた者については、この限りでない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 責任技術者認定試験に合格したことを証する証明書
- (2) 住民票記載事項証明書等
- (3) 誓約書(責任技術者用)(第11号様式)
- (4) 写真(申請の日前3月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦3センチメートル、横2.5センチメートルのものとする。以下同じ。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める書類

第16条 条例第13条第2項第1号の管理者が定める機関は、愛媛県下水道協会とする。

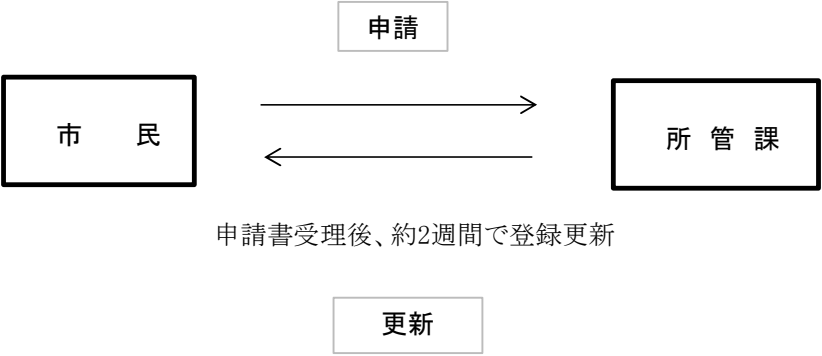
(登録の更新)

第17条 条例第13条第4項の規定により登録の更新を受けようとする者は、管理者が指定する期日までに、責任技術者登録申請書に次の書類を添付して管理者に申請しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)
- (2) 次項の更新講習を受講したことを証する書類
- (3) 前条第2項第2号から第5号までに掲げる書類

2 前項の登録の更新を申請するに当たっては、あらかじめ、前条に規定する機関が実施する更新講習を受講しなければならない。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。